

看板設置スペースのプロポーザル募集

千歳橋交差点近くに商業看板等を設置できるスペースがあります。市では、これを民間事業者（広告代理店等）に貸して賃料を受け取り、新たな歳入とする考えです。

■貸地場所：北条町千歳橋交差点花壇

■広告物の条件：市役所又はホームページで閲覧ください。

■締切：2月末日まで
※掲示する広告物は、周辺景観の形成に配慮したものとし、兵庫県屋外広告物条例による許可が必要です。



看板設置スペース

【問合せ】 財政課 ☎④8704

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書

毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙の選挙権行使の基本となる選挙人名簿を作成します。12月中旬に区長（農会長）さんを通じて「選挙人名簿登載申請書」を農家のみなさんへ配布しますので、該当する方は注意事項を読み、押印の上、農業委員会事務局まで提出してください。

選挙権を有する人：

- ①加西市に住所を有し、平成元年4月1日以前に生まれた人
- ②10a以上の農地について耕作の業務を営む人、または、同居の親族、配偶者で概ね年間60日以上耕作に従事している人

提出期限：1月9日（金）までに下記へ

【提出先】 農業委員会事務局 ☎④8782

電子証明書を取得して e-Tax の利用が便利です

平成20年分の所得税の確定申告書の提出を、納税者本人の電子証明書を利用して、平成21年1月5日から3月16日までの期間内に e-Tax（国税電子申告・納税システム）で行う場合、所得税額から最高5,000円（その年分の所得税額を限度とします。）の控除を受けることができます。

※平成19年分の確定申告で、この税額控除の適用を受けた方は受けられません。

e-Tax を利用するには、電子証明書の取得が必要です。電子証明書とは、住民が安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出等の行政サービスを受けるために利用するもので、都道府県・市区町村からは個人向けに「公的個人認証サービス」による電子証明書が発行されています。

確定申告時期が近づくと、電子証明書の発行の際に窓口で相当お待ちいただく場合もありますので、電子証明書の取得はお早めをお願いします。

電子証明書の取得方法



加西市に住居票のある方は、市民課窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書を提出して取得できます。（発行手数料として、住基カードは500円、電子証明書は500円が必要）本人確認書類として、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書をご本人がご持参ください。

■詳細な情報については、次のホームページをご覧ください。

住基カード <http://juki-card.com/index.html>

電子証明書（公的個人認証サービス） <http://www.jpki.go.jp/index.html>

ICカードリーダー <http://www.jpki-rw.jp/>

e-Tax（国税電子申告・納税システム） <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

e-Tax 確定申告特集ページ <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/>

【問合せ】 市民福祉部 市民課 ☎④8720 住基カード、電子証明書の取得方法の詳細についてはこちらまで。

電子証明書の他に準備していただくもの



ICカードリーダー

ICカードリーダーは家電量販店やインターネット販売で購入できます。（参考価格：2,500～4,000円程度。カードの種類により異なります。）

「公的個人認証サービス」の電子証明書は住基カードの中に入れますので、ICカードリーダーという住基カードの情報を読み取るための装置をご準備ください。



■納期内完納にご協力をお願いします。 問合せ：税務課税制係 ☎④8712

平成20年度固定資産税3期と国民健康保険税・介護保険料（普通徴収）第6期分の納期限は、12月25日（木）です。

固定資産税（都市計画税）に関する届出

償却資産の申告について

償却資産（固定資産税）の申告は、1月20日（火）までをお願いします。

申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方のうち、加西市内において、その事業に用いることができる資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

申告の対象となる償却資産について

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。

ただし、次のものは対象外となります。

- ・自動車税・軽自動車税の対象となる自動車等。
- ・耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の資産で、一時に損金（必要な経費）に算入されたもの。
- ・取得価格が20万円未満の資産で、一括して3年間で損金（必要な経費）に算入されたもの。

「事業」及び「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要としません。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用するだけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

新規事業者や事業用の償却資産を所有されている方で申告の必要があるかどうかご不明な方は資産税係までお問い合わせください。

償却資産（固定資産税）の耐用年数が変わりました。

今回改正された耐用年数を用いて行う償却資産の評価は、賦課期日が平成21年1月1日のため、平成21年度分の固定資産税から適用となり、平成20年1月2日以後に取得した資産についてのみ適用するのではなく、既存の資産も含め、所有する全ての資産について適用となります。平成19年以前に取得した資産の平成21年度の評価額は、前年度評価額である平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じることにより、また、平成20年中に取得した資産の平成21年度の評価額は、取得価額に改正後の耐用年数に応じた半年分の減価残存率を乗じることにより、それぞれ算出します。

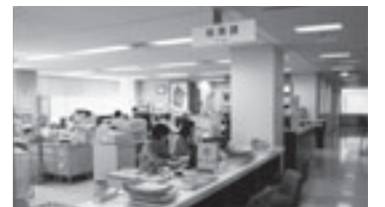
なお、既存の資産について、資産の当初取得時に遡って改正後の耐用年数を用いて再評価を行ったり、法人の決算期により改正後の耐用年数の適用時期が左右されたりするものではないことに十分留意してください。

※改正後の耐用年数表は、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

家屋について

固定資産税（都市計画税）は、毎年1月1日現在の状況で課税することになります。平成20年中に家屋を新築、増築され未評価の方や、家屋を取壊された方は、ご連絡ください。

税務課窓口（市役所2階）▶



【問合せ】 財務部 税務課 資産税係 ☎④8713

臨時休業のお知らせとお願い

設備・機器の総点検・補修のため下記期間臨時休業とさせていただきます。ご不便をお掛け致しますが何卒ご了承のほどお願い申し上げます。

●日時
12月15日①～12月29日①まで休館
12月30日①AM8時より通常通り
営業致します。
（年末年始は通常通り休業せず営業）



加西市都染町字松尾957
☎0790-47-2619
<http://homepage2.nifty.com/nehimenoyu/>

さまざまな法律問題に対応しております
《借金・金融の相談に限り初回無料》

弁護士法人
岡崎晃法律事務所
《兵庫県弁護士会》
弁護士 岡崎 晃 弁護士 吉原 美由希
〈業務時間〉月～金曜 AM9:00～PM7:00 日曜 PM3:00～PM5:00（要予約）
TEL.079-281-8188 初回専用番号/080-6129-1856
FAX.079-281-8177
姫路市栗山町126 イノウエビル7F（姫路市役所大通り西）
<http://www.okazaki-lawoffice.jp> E-mail: adw48000@ams.odn.ne.jp

